

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定及び運営要綱の概要

平成 23 年 12 月 25 日
鳥取県危機管理局

1 概要

鳥取県、米子市、境港市及び中国電力株式会社は、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定及び運営要綱を締結する。

2 協定及び運営要綱の主な内容

※] 鳥取県（甲）、米子市（乙）、境港市（丙）、中国電力株式会社（丁）とそれぞれ表記する。

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
①計画等の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・丁は、発電所の増設に伴う土地の利用計画等について、甲、乙及び丙に運営要綱に基づき報告する。 ・甲、乙、丙及び丁は、前項に定める報告について相互に意見を述べることもできるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・報告に当たって丁は、まず事前に計画概要を報告し、その後の報告に係る時期、方法及び内容等について、意見を述べるための検討期間を考慮し、甲、乙及び丙と協議を行った上で、相互の意見を踏まえ、適切に報告を行う。 	協定第 6 条 (1) 協定第 20 条 (2) 要綱第 3 条 (2)
②現地確認	<ul style="list-style-type: none"> ・甲、乙及び丙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丁に対し報告を求め、又は甲、乙及び丙の職員を発電所に現地確認させることができる。 ・丁は、前項の現地確認に協力するものとする。 ・甲、乙、丙及び丁は、現地確認において相互に意見を述べることもできるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 	協定第 11 条 協定第 20 条 (2)
③核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・丁は、甲、乙及び丙に対し、新燃料、使用済燃料等の輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、事前に連絡する。 ・丁は、甲、乙及び丙に対し、年間輸送計画を前年度末までにまた、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の 30 日前までに連絡する。 ・ただし、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報で、核物質防護の観点から連絡できないものを除く。 	協定第 7 条 要綱第 4 条
④協定の改定	<ul style="list-style-type: none"> ・この協定に定める事項につき、国の原子力防災対策見直しのほか改定すべき事由が生じたときは、甲、乙、丙及び丁は、いずれからその改定を申し出ることができる。なお、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議するものとする。 ・甲、乙、丙又は丁のいずれかから改定の申し出があったときは、必要に応じ、甲、乙、丙及び丁の実務担当者で構成される協議会を開催する。 	協定第 19 条 要綱第 11 条
⑤安全確保等の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・丁は、発電所から放出される放射性物質に対する県民の安全確保及び周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設及び運転・保守に万全の措置を講ずる。 	協定第 1 条
⑥情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・甲、乙、丙及び丁は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努める。 	協定第 2 条

特徴的な項目	項目説明	記載箇所
⑦環境放射線等の測定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 甲、乙、丙及び丁は、甲が定める計画に基づき鳥取県内の環境放射線に関する測定を行う。 ・ 乙、丙及び丁は、甲が定める計画の策定又は変更について意見を述べるができるとともに、意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・ 甲、乙及び丙は、必要と認めた場合は、丁が行う測定について、甲、乙及び丙の職員を立ち合わせることができる。 ・ 甲は、測定結果を公表する。 	<p>協定第 5 条</p> <p>協定第 20 条 (2)</p>
⑧平常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁は、甲、乙及び丙に対し、発電所建設工事の計画及び進捗状況などについて、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。 	協定第 8 条
⑨保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲、乙及び丙に連絡する。 	協定第 9 条
⑩異常時における連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁は、甲、乙及び丙に対し、原子炉施設等の故障関係などの事項について発生時に連絡するものとする。 	協定第 10 条
⑪公衆への広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丁は原子力の安全確保等について、県民への広報を積極的に行うものとする。 	要綱第 8 条
⑫損害の補償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合は、丁は誠意をもって補償に当たる。 ・ 発電所の運転等に起因して、県民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるとき、丁は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずる。 ・ 補償の実施に当たり、補償額の決定に長期間を要すると判断されるときは、丁は国等の関係機関と調整の上、仮払い等の措置を講ずる。 	<p>協定第 17 条</p> <p>要綱第 10 条</p>
⑬運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ この協定の運用において、甲、乙、丙又は丁のいずれかから意見があった場合は、相互に誠意をもって対応する。 ・ 甲、乙及び丙は、平常時・異常時等における連絡等を受けたときは、必要に応じ、関係自治体及び防災関係機関へ連絡する。 	協定第 20 条